

令和 2 年 第5回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 2 年 5 月 25 日 (月)

色麻町農業委員会議事録

令和2年5月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

番号	担当	氏名
1	農政	阿部 きよ子
2	農政	早坂 成弘
3	農地	関井 鉄夫
4	農政	大泉 貞行
5	農地	鎌田 一宣
6	農地	欠員
7	農地	佐藤 信子
8	農地	堀籠 慶浩
9	農政	早坂 勝一
10	農政	高橋 たえ子
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 11名 ・欠員 1名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美 ・事務局長 山田 栄男

議決事項 第16号議案 農地法第3条の規定による許可決定について
第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
第18号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

議 長

皆様、大変ご苦労様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は11名全員でございます。
定足数に達しておりますので、只今より、第5回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

それでは、4番大泉貞行委員、5番鎌田一宣委員にお願いいたします。

議 長

議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。

・・・省略・・・

議 長

それでは、議事に入ります。

第16号議案 農地法第3条の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

第16号議案 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可決定について。

上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請を受けつけたので審議されたい。

記については省略させていただきます。

議 長

お諮りいたします。

議 長

番号13番、番号14番は、同一申請地、同一譲受人の案件でございますので、一括して審議したいと思いますが、如何でしょうか。

【異議なしの声あり】

異議なしの声がありますので、一括審議といたします。

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号13番、14番は親戚同士の共有地であります。

番号13番、譲渡人 加美町中嶋 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 王城寺字八原○-○ 外6筆、地目 田、地積 33,465㎡のうち持ち分二分の一、適要につきましては記載のとおりで、親から子への贈与でございます。

事務局長 なお、譲受人の取得後の農地の効率利用、労働力、機械の所有状況、別段の面積基準等の許可要件を満たしております。

事務局長 **番号14番**、譲渡人 加美町中嶋 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地は番号13番と同一で、持ち分二分の一でございます。
適要につきましては記載のとおりで、親戚関係での売買になります。
また、譲受人の許可要件は13番で申し上げたとおりでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地調査の報告を 7 番 佐藤 信子 委員よりお願いします。

佐藤委員 それでは、番号13番、番号14番について、現地確認の報告をいたします。
去る、5月11日、担当委員 大泉 貞行 委員、鎌田一宣 委員、それに私と、山田局長の4名で現地を確認して参りました。
申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。
確認事項につきましては、申請農地の利用状況、管理状況を確認して参りました。
なお、申請地の利用状況、管理状況につきましては、善良に管理されており、問題ないと見て参りましたが、委員皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。
それでは、ご発言いただきます。

議 長 【異議なしの声あり】
異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 【全員挙手】
全員賛成ですので、番号13番、番号14番は可と決しました。
以上で、第16号議案、番号13番から番号14番は、原案のとおり可と決しました。

議 長 **第17号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。**
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第17号議案、農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定による意見決定について。
上記について下記のとおり、宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。
記については省略させていただきます。

議長 番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **番号3番**、貸人〇〇さん、借人〇〇さん、申請地 小栗山字下原〇一〇、地目 畑、地積 542㎡、設定事由及び施設の概要は記載のとおりで、後継者住宅の建築のための転用であります。
なお、審議資料といたしまして、位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照願います。

議長 内容の説明が終わりました。
現地調査の報告を5番 鎌田一宣委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号3番について農地法第5条の現地調査票に基づき、ご報告いたします。
調査日及び担当委員は農地法3条に関する確認と同様でございます。
申請内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。
確認事項といたしましては、農振農用地は区域外であります。
事業の着手についてですが、建築業者の理解不足により、許可書交付後に着手のところを、農業委員会に申請書を提出したことにより着手が可能と判断してしまい、盛土300ミリ程度を実施してしまった状況でありました。
ただし、誤りに気づき、盛土工事を中断している状況です。
土地改良区との関係は無し。
用排水・被害防止については問題ありませんでした。
指導事項につきましては、事前着手に関し厳重注意をし、県の許可書交付後の着手の徹底を指導してまいりました。
また、工事車両の安全対策と周辺住民や周辺農地への被害防止対策をとることを申し添えております。
申請者は事前着手については深く反省し、指導に対しても真摯に受け止めておられます。その件に関しましては、始末書を提出していただいている状況でもあります。

鎌田委員 それ以外については、私たちは問題ないと見て参りましたが、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ、報告に替えさせていただきます。

議 長 ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。
 ご発言いただきます。

 【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号3番は可と決しました。
 以上をもって、第17号議案は原案のとおり可と決定いたしました。

議 長 **第18号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。**
 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第18号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
 記については省略させていただきます。

議 長 **番号71番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。**

事務局長
事務局長 番号71番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、○○さん、設定を受ける者○○さん、設定をする土地の所在 清水字大下○ー○ 外34筆、地目 田、地積 31, 041㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
 設定理由といたしましては、勞力不足の ○○さんが、経営規模の拡大を計画している ○○さんと利用権の再設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

 【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号71番は可と決しました。
番号72番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号72番、権利の種類 売買、設定をする者 宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長寺田守彦^{てらだもりひこ}さん、設定を受け
る者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新赤欠○-○ 外1筆、地
目 田、地積 6,708㎡、適要につきましては記載のとおりでございま
す。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

早坂(勝)委員

次の73番の農地と近い場所と思うが、単価が結構違うが、どのような
理由なのか。

事務局長

この場所は○○堰に接しており、大雨により被害があったこともあり、
このような単価となったようであります。また、○○さんにおいては、こ
の近くの農地を取得している例があり、このような単価で取得しておられ
ます。

議 長

他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号72番は可と決しました。

議 長

番号73番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号73番、権利の種類 売買、設定をする者 宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長寺田守彦^{てらだもりひこ}さん、設定を受け
る者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新赤欠○-○ 外3筆、地
目 田、地積 10,155㎡、適要につきましては記載のとおりでございま
す。
なお、この土地の所有者は、○○災害があり、取得者はその支援等協力を
しておられ、本案件になったようです。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号73番は可と決しました。
以上をもって、第18号議案、番号71番から番号73番は、原案どおり可と決定いたしました。

議長 本日附議されました案件につきましては、以上であります。

議長 第5回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時18分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和2年5月25日

議長（会長） 堀 籠 勝 恵

署名委員 大 泉 貞 行

署名委員 鎌 田 一 宣